渡邉 斉志

【目次】

- I ドイツの情報機関
- Ⅱ 議会統制の発展経過
 - 1 議会協力者会議
 - 2 議会監督審査会
 - 3 議会監督委員会
 - 4 基本法第10条審査会と基本法第10条委員会

Ⅲ 現行体制

- 1 議会監督委員会
- 2 基本法第10条審査会

翻訳:連邦の情報機関の活動の議会による監督に関す る法律(監督委員会法)

行政機関は、一般に、上級官庁や会計検査院による行政統制、予算審議を通じた議会統制、および権利を侵害された者の訴えを契機として行われる司法統制に服するとともに、世論やマスメディアによる監視という非制度的な統制を受けている。

ドイツの場合、情報機関については、これらに加え、連邦議会の下に設置された組織による直接的な監督という手段も導入されている。これは、情報機関の活動が他の行政機関とは質的に異なっており、それを民主主義的にコントロールするためには、特別な仕組みが必要である、とみなされていることの証左である。

最近、我が国においても、情報機関の創設等を通じたインテリジェンス体制の強化を求める主張が相次いで提起されている。こうした議論の行方を現時点で予測することは困難であるが、同じ議会制民主主義の体制を敷くドイツの事例を参照することは、我が国の制度を論じる際に参考になると思われる。

そこで、以下では、ドイツにおける情報機関に対する議会による統制の概要を紹介するとともに、情報機関の監督者である議会監督委員会の活動を規律している法律「連邦の情報機関の活動の議会による監督に関する法律(監督委員会法)」の邦訳を掲げる。

I ドイツの情報機関

ドイツは、連邦レベルにおいて、次の三つの 情報機関を有している。

· 連邦情報局 (Bundesnachrichtendienst: BND)

連邦首相府に属し、外国情報を中心とした安全保障上重要な情報の収集にあたる。

・連邦憲法擁護庁

(Bundesamt für Verfassungsschutz: BfV) 連邦内務省の下部組織であり、自由で民主主 義的な憲法秩序に反する組織の監視を任務と し、州の憲法擁護機関と協力しながらドイツ 国内の過激組織に関する情報収集を行う。

· 軍事防課局 (Militärischer Abschirmdienst: MAD)

連邦軍の一部局で、軍隊内での防諜活動(カウンターインテリジェンス)に従事する。

各機関はいずれも行政府に属しており、その 監督は、第一義的には上部機関によって行われ ている。

情報機関の活動は、情報の収集・分析という極めてデリケートな性質を持つものであり、活動内容が公にされた場合、情報源が露見する等の理由により、その後の活動に支障を来たすおそれがある。そのため、たとえ上部機関に対し

てであっても、情報機関の活動の詳細は明らか にされていない。

しかし、その一方で、情報機関も国家機関で ある以上、民主主義的な統制の下に置くことが 要請される。

そこで、ドイツにおいては、機密性の保持と 民主主義的統制の実効性の担保を同時に実現す るために、上述した三つの機関については、監 督機能を連邦議会にも与え、かつ、監督に携わ る者をごく少数に限定するという方法がとられ ている。

Ⅱ 議会統制の発展経過

1 議会協力者会議

ドイツ連邦共和国において、情報機関の監督 を主たる目的として議会に置かれた最初の組織 は、1956年に設置された議会協力者会議 (Parlamentarisches Vertrauensmänner Gremium; PVMG) である。

この会議は、連邦首相が主宰し、その招集に よってのみ開催されるもので、連邦議会のすべ ての院内会派の議員で構成されることとされて いた。

その後、自発的な招集権が与えられ、議長が 輪番制となり、会派の一の求めがあった場合に は会議を開催しなければならないようになるな ど、制度は整備されていった。しかし、この会 議は、法的な根拠を持たなかったため、正当性 の点において不十分であった。また、会議の構 成員数が当初の5人から13人に増加したことで 秘密の保持が困難となったこともあり、十分な 監督能力を備えるには至らなかった。

2 議会監督審査会

1978年、「連邦の情報機関の活動の議会による 監督に関する法律(監督審査会法)」が制定され、 同法に基づき議会監督審査会(Parlamentarische Kontrollkommission; PKK) が設置された。

この審査会は、議会協力者会議に代わるもので あり、現在の議会監督委員会の前身である。

審査会の委員は、連邦議会の単純過半数で選 出され、1被選期間(Wahlperiode)の間その 任にあたることとされた。委員の任期は、連邦 議会が新たな委員を選出したときに終了するも のとされ、委員の数、構成、審査会の活動方法 等は、連邦議会が定めることとされた。委員の 数については、法律上明文の規定はなかったの で、さしあたり8名とされ、各院内会派、すな わちキリスト教民主/社会同盟 (CDU/CSU)、 社会民主党 (SPD)、自由民主党 (FDP) に 3: 3:2の割合で配分された。

情報機関の活動の監督が審査会の任務であり、 連邦政府は、審査会に包括的な報告を行う義務 を負っていた。また、委員には、在任中はもと より、その任を解かれた後も秘密保持の義務が 課せられていた。

3 議会監督委員会

1999年、議会監督審査会は議会監督委員会 (Parlamentarisches Kontrollgremium: PKGr)に改組された。これにより、委員に対し、 情報機関に情報開示を求める権限、情報機関の 職員に事情聴取を行う権限、および情報機関を 訪問する権限を与えるなど、監督機能の強化が 図られた(議会監督委員会の機能については次 節を参照)。

なお、議会監督審査会が議会監督委員会へと 改組されるのと同時に、基本法第10条委員会が これに統合された。その結果、情報機関が安全 保障上の理由から通信の秘密を制限する活動 (通信傍受等) を行おうとする場合には、同委 員会の同意を得ることとされた。この同意権は、 それまでは基本法第10条委員会(次項参照)が 有していたものである。

4 基本法第10条委員会と基本法第10条審査会

ドイツでは、信書、郵便及び通信の秘密(以下「通信の秘密」とする。)は、ドイツ連邦共和国基本法(憲法に相当)第10条により、法律の規定に基づいて制限が加えられる場合を除き不可侵とされている。そのため、情報機関がその活動の一環として行う通信傍受や郵便の開封等は、通信の秘密の過度な侵害につながらないよう特に厳重な監視の下に置かれている。

このような監視に従事する機関として設置されたのが、基本法第10条委員会(G10-Gremium)と基本法第10条審査会(G10-Kommission)である。両者の設置は、1968年に制定された「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律(基本法第10条に関する法律-G10)」に基づくものである。

基本法第10条委員会の委員は、連邦議会議員の中から選出される。基本法第10条審査会の委員は、裁判官資格を有する者(議員である必要はない)の中から基本法第10条委員会によって任命される。

基本法第10条委員会は、情報機関が安全保障 上の理由から通信の秘密を制限する活動を行お うとする場合に、その可否を判断する権限を与 えられていたが、前項で述べたように、1999年 に議会監督委員会に吸収された。

一方、基本法第10条審査会は、通信の秘密を制限するような情報機関の個々の措置の是非を判断することを任務としており、連邦政府から毎月報告を受け、措置の実施を認めるか否かを決定している(次節参照)。

Ⅲ 現行体制

1 議会監督委員会

議会による情報機関の監督の際に中心的な役割を果たしているのは、議会監督委員会である。

(構成)

議会監督委員会は、1978年に制定された「連邦の情報機関の活動の議会による監督に関する法律(監督委員会法)」に基づいて連邦議会に設置された機関であり、各被選期間ごとに連邦議会議員の中から選出される。選出には、連邦議会議員の過半数の支持が必要とされる。

第16立法期(2005年10月~)における委員の数は、連立与党のキリスト教民主/社会同盟と社会民主党から各3名、自由民主党、左翼党、90年連合/緑の党から各1名の合計9名である。

(秘密保持)

議会監督委員会の審議は秘密とされる。委員は、その任を解かれた後も、在任中に知り得た事実の秘密保持が義務付けられる。

(予算執行計画の審議、予算審議への関与)

議会監督委員会も、情報機関の年次予算執行 計画を審議する。

情報機関の予算案は、連邦議会予算委員会の 委員が出席する秘密会で審議されるが、議会監 督委員会の委員長、委員長代理および委任を受 けた者も、この秘密会の審議に参加することが できる。逆に、秘密会の委員長、委員長代理お よび委任を受けた者は議会監督委員会の審議に 参加することができるが、この場合、秘密会の 委任を受けて議会監督委員会の審議に参加した 者は、議会監督委員会の委員と同様に秘密保持 の義務を負う。

(連邦政府の義務)

連邦政府は、情報機関の活動一般について、 及び特に重要な事項について、議会監督委員会 に報告を行わなければならない。やむをえない 事由がある場合に限り報告を拒否することがで きるが、その際には、当該情報機関を所管する 連邦大臣等は、議会監督委員会に対し、拒否の 理由を述べなければならない。

また、連邦政府は、議会監督委員会の求めがあった場合には、情報を開示し、情報機関職員からの事情聴取および情報機関への訪問を認めなければならない。

(専門家への調査の委嘱)

議会監督委員会は、委員の3分の2以上の同意により、専門家に調査を委嘱することができる。委嘱を受けた専門家は、調査結果を議会監督委員会に報告しなければならず、また、秘密保持の義務を負う。

(連邦議会への報告)

議会監督委員会は、各被選期間の中間と終了 時に、連邦議会に対し報告を行う。

(会議の開催頻度)

議会監督委員会は、少なくとも四半期に一回 開催される。

2 基本法第10条審査会

基本法10条審査会とは、先述したように、情報機関の活動が通信の秘密を制限しうるものであることに鑑み、その活動を監視することを目的として設置される機関である。ドイツ連邦共和国基本法の第10条が通信の秘密を基本権として定めており、その基本権に制限を加える情報機関の活動を監視する機関であることから、このような名称となっている。

委員(審査会長以下 4 名及び代理委員 4 名の合計 8 名)は、裁判官職に就くための資格を有する者に限られ、議会監督委員会によって任命される。

審査会の役割は、情報機関の活動全般を監視 することではなく、通信の秘密に制限を加える 措置(信書・郵便の開封や通信の傍受等)の妥 当性について判断を下すことである。そのため、 各情報機関を所管する連邦省に、毎月、当該の 省が命じた通信の秘密を制限する措置につい て、原則としてその執行前に審査会に報告を行 わせ、審査会がその可否を決定するという手順 がとられている。審査会が措置の実施を認めな かった場合には、その命令は失効する。

このような任務を遂行することができるよう、 審査会の委員には、情報機関のすべての資料を 閲覧する権限、および情報機関に立ち入る権限 が与えられている。その帰結として、委員は秘 密の保持を義務付けられており、また、審査会 の審議も秘密とされている。

注

- *インターネット情報はすべて2006年8月18日現在である。
- (1) 例として以下を参照。

自由民主党政務調査会国家の情報機能強化に関する 検討チーム「国家の情報機能強化に関する提言」 2006.6.22.

http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/pdf/seisaku-016.pdf;

PHP「日本のインテリジェンス体制の変革」研究会 『日本のインテリジェンス体制 - 変革へのロード マップ - 』 PHP 総合研究所, 2006.

http://research.php.co.jp/seisaku/suggestion/data/seisaku01 teigen33 00.pdf>

- (2) Helmut Roever, "Gesetz über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes [PKK-Gesetz — PKKG —],". Nachrichtendienstrecht der Bundesrepublik Deutschland. Köln: Heymanns Carl, 1987, S.169-209.
- (3) BGBl. I 1978 S.453
- (4) 議会監督審査会の機能については以下の文献を参照。

Hans-Ulrich Evers, "Parlamentarische Kontrolle der Nachrichtendienst." *NJW*, 1978, S.1144–1145.

また、議会監督審査会設置までの状況については以 下の文献を参照。

Karl-Ludwig Haedge, "Das neue Nachrichtendienstrecht für die Bundesrepublik Deutschland." *Kriminalistik*, 1998, S.310-334.

- (5) BGBl. I 1999 S.1334
- (6) 同法については下記の文献を参照。

渡邉斉志「ドイツ「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律」の改訂」(邦訳あり)『外国の立法』217号, 2003.8, pp.115-133.

http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/21 7/21703.pdf>

(7) BT Drucksache 16/170, 16/171, 16/172, 16/173, 16/174

参考文献

- ・山口和人「情報機関の活動に対する議会の監督を強化する法改正」『ジュリスト』1165号, 1999.10, p.4.
- · Hansalek, Erik, Die parlamentarische Kontrolle der Bundesregierung im Bereich der Nachrichtendienste,

Frankfurt am Main: Peter Lang, 2005.

- · Hirsch, Alexander, Die Kontrolle der Nachrichtendienste: vergleichende Bestandsaufnahme, Praxis und Reform, Berlin: Duncker & Humblot, 1996, S.133-158.
- · Schneider, Hans-Peter und Zeh, Wolfgang (Hrsg.),

 Parlamentsrecht und Parlamentspraxis in der

 Bundesrepublik Deutschland, Berlin: Walter De

 Gruyter, 1989, S.1369-1392.
- · Borgs-Maciejewski, Hermann, "Parlament und Nachrichtendienste." *Aus Politik und Zeitgeschichte*. Vol.27, No.6. 1977, S.12–27.
- · Borgs-Maciejewski, Hermann, "Zur parlamentarischen Kontrolle der Nachrichtendienste." ZRP, 1997, S.361-364.
- Peitch, Dietmar und Polzin, Christina, "Die parlamentarische Kontrolle der Nachrichtendienste." NVwZ, 2000, S.387-393.

(わたなべ ただし・国会レファレンス課)

2001年6月26日の信書、郵便及び電信電話の秘密の制限を新たに規定する ための法律により最終改正された1978年4月11日の連邦の情報機関の活動 の議会による監督に関する法律(監督委員会法)

Gesetz über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Kontrollgremiumgesetz – PKGrG)

vom 11. April 1978 (BGBl. I S.453)

zuletzt geändert durch Gesetz zur Neuregelung von Beschränkungen des Biref-, Post- und Fernmeldegeheimnisses vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S.1254)

渡邉斉志 訳

第1条

- (1) 連邦政府は、連邦憲法擁護庁、軍事防課局 及び連邦情報局の活動に関しては、議会監督 委員会 (Parlamentarische Kontrollgremium) による監督を受ける。
- (2) 連邦議会、連邦議会の委員会及び基本法第 10条関係法の規定に基づく審査会の権限は、 影響を受けない。

第2条

連邦政府は、議会監督委員会に対し、第1条 第1項に掲げる官庁の一般的な活動及び特に重 大な事件(Vorgänge)について、包括的に報 告を行う。連邦政府は、議会監督委員会の求め に応じて、その他の事件についても報告を行わ なければならない。

第2a 条

連邦政府は、議会監督委員会に対し、第2条の規定に基づく報告の枠内において、求めに応じて、[第1条第1項に規定する]機関の文書及びデータを閲覧に供し、これらの機関の職員からの事情聴取を認め、並びにこれらの機関への訪問を可能にしなければならない。

第2b 条

(1) 第2条及び第2a条の規定に基づく連邦政府の義務が及ぶ範囲は、連邦の情報機関が自

由に取り扱う権限を有する情報及び物件のみとする。

(2) 連邦政府は、情報へのアクセス上やむを得ない理由若しくは第三者の人格権の保護の理由により必要な場合、又は執行上の自己責任の根幹領域に関わる場合にのみ、第2条及び第2a条の規定に基づく報告を拒否することができる。連邦政府が報告を拒否した場合には、当該の情報機関を所管する連邦大臣(連邦憲法擁護法第2条第1項第2文、MAD法第1条第1項第1文)、及び連邦情報局が関係する限りにおいて連邦首相府長官(BND法第1条第1項第1文)は、議会監督委員会に対し、その求めに応じて、拒否の理由を述べなければならない。

第2c 条

議会監督委員会は、その委員の3分の2の同意により、連邦政府の意見を聴取した後に、個別の事例について、監督任務の遂行のための調査を専門家に委嘱することができる。当該専門家は、議会監督委員会に調査結果を報告しなければならず、第5条第1項の規定を準用する。

第2d 条

情報機関の職員は、職務上の事項について、 所属する情報機関の長が請願を採用しなかった 場合に限り議会監督委員会に請願を行うことを 許されるが、請願は、自らの、若しくは当該官 庁の他の職員のためのものであってはならない。 市民がドイツ連邦議会に提出した請願であっ て、第1条第1項に規定する官庁による当該市 民に関連する行為についてのものは、議会監督 委員会に通知することができる。

第2e 条

- (1) 議会監督委員会の委員長、委員長代理及び 委任を受けた委員は、連邦予算規則第10a条 の規定に基づく秘密会の審議に参加すること ができる。同様に、連邦予算規則第10a条の 規定に基づく秘密会の委員長、委員長代理及 び委任を受けた委員は、議会監督委員会の審 議に参加することができる。
- (2) 各情報機関の年次予算執行計画(jährliche Wirtschaftspläne)案は、議会監督委員会の審議にも付される。連邦政府は、議会監督委員会に対し、当該予算年度の予算執行計画の執行について報告を行う。各情報機関の予算執行計画及びその執行についての審議に際しては、議会監督委員会の委員及び連邦予算規則第10a条の規定に基づく秘密会の委員は、相互に他方の審議に参加することができる。

第3条

第1条に規定する官庁に対する連邦政府の政 治的責任は、影響を受けない。

第4条

- (1) ドイツ連邦議会は、各被選期間の開始時に、 議会監督委員会の委員を議員の中から選出す る。
- (2) ドイツ連邦議会は、議会監督委員会の委員の数、構成及び活動方法を定める。
- (3) 議会監督委員会の委員には、ドイツ連邦議会の構成員の過半数の票を得た者が選出される。

(4) 議会監督委員会の委員がドイツ連邦議会の 議員を辞職し、若しくはドイツ連邦議会における所属会派を離脱し、又は連邦大臣若しく は政務次官に任命された場合には、議会監督 委員会の委員の地位を喪失するものとし、第 5条第4項の規定は、影響を受けない。この 委員の替わりには、遅滞なく新たな委員を選 出しなければならず、委員が議会監督委員会 の委員を辞職した場合にも同様とする。

第5条

- (1) 議会監督委員会の審議は、秘密とする。議会監督委員会の委員及び議会監督委員会の審議に参加する連邦予算規則第10a条の規定に基づく秘密会の委員は、議会監督委員会における自らの活動の際に知り得た事項の秘密保持を義務付けられる。議会監督委員会の委員 又は連邦予算規則第10a条の規定に基づく秘密会の委員がそれぞれの委員を辞職した後についても同様とする。同様に、議会監督委員会の委員が連邦予算規則第10a条の規定に基づく秘密会の審議への参加により知り得た事項についても秘密保持が義務付けられる。第1文の規定は、議会監督委員会の出席委員の3分の2が予め同意した場合、時事的な事件(aktuelle Vorgänge)の評価には適用しない。
- (2) 議会監督委員会は、少なくとも四半期に一回は開催される。議会監督委員会は、議事規則を定める。
- (3) 議会監督委員会の委員は、議会監督委員会の招集及び同委員会への報告を求めることができる。
- (4) 議会監督委員会は、次期の連邦議会が第4 条の規定に従って決定を下すまでの間、ドイ ツ連邦議会の1被選期間の終期を越えて活動 する。

130 外国の立法 230 (2006.11)

第6条

議会監督委員会は、ドイツ連邦議会に対し、 各被選期間の中間及び終了時に、それまでの監 督活動についての報告を行う。報告に際しては、 第5条第1項に規定する原則を顧慮しなければ ならない。基本法第10条に関する法律第14条第 1項第2文の規定は、影響を受けない。

訳注

(1) 正式名称は Gesetz zur Beschränkung des Brief-, Post-und Fernmeldegeheimnisses (Artikel 10-Gesetz -G10) (信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のた めの法律(基本法第10条に関する法律 - G10)) であ る。

- (2) 訳文中の [] は、訳者が補記したものである。
- (3) 正式名称は Gesetz über die Zusammenarbeit des Bundes und der Länder in Angelegenheiten des Verfassungsschutzes und über das Bundesamt für Verfassungsschutz(憲法擁護に関する連邦及び州の 協力並びに連邦憲法擁護庁に関する法律)である。
- (4) 正式名称は Gesetz über den militärischen Abschirmdienst (軍事防諜局法) である。
- (5) 正式名称は Gesetz über den Bundesnachrichtendienst (連邦情報局法) である。
- (6) 正式名称は Bundeshaushaltsordnung (連邦予算 規則) である。

(わたなべ ただし・国会レファレンス課)